

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7 年 2 月 1 日 至 令和 8 年 1 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 さいとう皮膚科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 山口県岩国市車町2丁目12番42号

(3) 設立認可年月日 平成11年 2月19日

(4) 設立登記年月日 平成11年 3月 1日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施 設 の 名 称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許 可 病 床 数
診 療 所	さいとう 皮膚科	3510812328 /	山口県岩国市車町2丁目1 2番42号	一般病床 0 床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年3月28日 令和6年度決算の決定

令和7年3月28日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

(3) その他

様式 2

法人名 医療法人 さいとう皮膚科
所在地 山口県岩国市車町2丁目12番42号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8 年 1 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 110,375 千円 /
2. 負 債 額 57,954 千円 /
3. 純 資 産 額 52,421 千円 /

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	41,210
B 固 定 資 産	69,165
C 資 産 合 計 (A + B)	110,375
D 負 債 合 計	57,954
E 純 資 産 (C - D)	52,421

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 さいとう皮膚科
所在地 山口県岩国市車町2丁目12番42号

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和 8年 1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	41,210	I 流 動 負 債	57,954
II 固 定 資 産	69,165	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	20,529	負 債 合 計	57,954
2 無 形 固 定 資 産	2,028	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	46,608	科 目	金 額
		I 出 資 金	15,000
		II 積 立 金	37,421
		純 資 産 合 計	52,421
資 産 合 計	110,375	負債・純資産合計	110,375

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4-2

法人名 医療法人 さいとう皮膚科
所在地 山口県岩国市車町2丁目12番42号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 2月 1日 至 令和 8年 1月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	152,332
2 事業費用	165,906
本来業務事業損失 /	13,574
事業損失	13,574
II 事業外収益	37
III 事業外費用	
経常損失	13,537
IV 特別利益	621
V 特別損失	
税引前当期純損失	12,916
法人税等	182
当期純損失	13,098

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 さいとう皮膚科
理事長 齋藤 由希子 様

私は、医療法人さいとう皮膚科の令和07会計年度(令和7年2月1日から令和8年1月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年3月29日

医療法人 さいとう皮膚科
監 事 林 隆子